

後期高齢者医療制度の保険証 8/1 更新

自己負担は 1 割か 3 割

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の方などが加入する制度です。病院で治療を受けるときには、保険証が必要になりますが、8 月 1 日(月)から新しい保険証になります。有効期限を過ぎた古い保険証は確実に処分してください。

国保年金課
☎995-1813

8/1 からオレンジ色の新保険証

現在使っている緑色の保険証が使えるのは 7 月 31 日(日)までです。8 月 1 日(月)からは、新しい保険証を使ってください。新しい保険証は、7 月 31 日(日)までに市から対象の方に郵送します。8 月になっても新しい保険証が届かない場合は、ご連絡ください。

使えなくなった保険証は、確実に処分を

有効期限を過ぎた保険証は、各自で確実に処分するか、国保年金課または各支所へ返却してください。

県後期高齢者医療広域連合の職員や市の職員を装い「保険証の更新時期になったので、古い保険証の回収に来ました。新しい保険証を後日郵送します」と言って、保険証を詐取する事例が発生しています。不審な訪問者があった場合には、絶対に保険証を渡さないで、警察や国保年金課にご連絡ください。

自己負担割合は前年の所得で決定

自己負担割合は、1 割か 3 割です。病院で支払う金額の割合を、平成 27 年中の所得に基づき判定します。保険証に記載されているので、ご確認ください。

次の方は、一部負担金が 3 割になります

市民税の課税標準所得額が 145 万円以上の方、またはその方と同じ世帯の方。

ただし、次の(1)から(3)のいずれかの条件に該当する方の自己負担額は、申請すると 1 割になります。対象となる方には、7 月中に市から申請書を郵送します。

- (1)世帯に被保険者が 1 人で、その被保険者の収入が 383 万円未満の場合
- (2)世帯に被保険者が 2 人以上で、その被保険者の収入合計額が 520 万円未満の場合
- (3)世帯に被保険者が 1 人で、同じ世帯に 70 歳以上 75 歳未満の方がいて、被保険者と同じ世帯の 70 歳以上 75 歳未満の方の収入合計額が 520 万円未満の場合

※被保険者：後期高齢者医療の保険証を持っている方

旧保険証 (緑色)

後期高齢者医療被保険者証
有効期限

新保険者番号

姓 氏 名
生年月日

新年度開始年月日
発給年月日
交付年月日

一部負担金の割合

保険者番号並びに保険者の名称及び印
静岡県後期高齢者医療広域連合

7 月 31 日(日)まで

新保険証 (オレンジ色)

後期高齢者医療被保険者証
有効期限

新保険者番号

姓 氏 名
生年月日

新年度開始年月日
発給年月日
交付年月日

一部負担金の割合

保険者番号並びに保険者の名称及び印
静岡県後期高齢者医療広域連合

8 月 1 日(月)から

